

関係道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

雪害対策の強化について（通知）

標記については、平素から格段のご尽力をいただいているところですが、本年も降積雪期を迎えて、雪おろし中の転落事故、屋根雪の落下等による人身事故が多発していることから、今後も雪害に対する万全の態勢を整える必要があります。ついては、下記事項に留意し、雪おろし等はもとより、なだれ等に係る人身事故の防止について、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるようお願いいたします。なお、貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知徹底するとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な報告についてはよろしくご配慮願います。

記

- 1 防災体制の確立
住民に対し雪害に関する知識の普及啓発に努め、国、道府県、市町村、公共的団体及び住民が一体となった総合的な防災体制を確立を図るとともに、防災関係機関の連携の強化や消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の即応体制の確立を図ること。
- 2 雪おろし等の注意事項の徹底
雪おろし、屋根雪の落下等による人身事故を防止するための注意事項をとりまとめ、住民への周知徹底を図ること。
- 3 なだれ危険箇所等の把握・周知
あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、なだれ危険箇所等の把握に努め、関係機関はもとより周辺住民にも周知しておくこと。
- 4 情報の収集・伝達体制の確立
降積雪の状況、避難の勧告・指示等の情報を、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達するとともに、防災行政無線等の伝達手段の点検を行うこと。
- 5 警戒・避難体制の確立
 - (1) 警戒体制
大雪警報、なだれ注意報等の予警報に留意するとともに、降積雪の状況等の情報を的確に把握し、状況に応じて、なだれ危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。
 - (2) 避難体制
あらかじめ、避難路、避難場所、避難誘導方法を定め、これを住民に周知しておくとともに、降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、なだれ、家屋の倒壊等により、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難の勧告・指示を行うこと。